



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

大西 則夫 さま

(おおにし のりお)

私にとって会社経営とは、『人間道の勉強』かなと最近思います。

『企業は人なり』と言われています。

人の長所を如何に引き出し、モチベーションを高め、仕事を通じてやりがいのある人生にどう導く事ができるのか、仕事を通じて自分と社員と素晴らしい人生を共有できればと思う毎日です。

お客さま紹介

大西印刷株式会社 (URL:<http://www.p-ohnishi.co.jp/>)

◎会社概要

設立は昭和56年5月。

朝日担当代表社員

本店所在地は名古屋市中川区中島新町3-2602 大野 富久

関係会社

・OHNISHI AGENCY (THAILAND) Co.,LTD (タイ/バンコク)

・(株)ハロー (沖縄)

・長春大西設計有限公司 (中国/長春)

従業員数150名



◎得意分野(商品紹介等)

今回紹介する大西印刷様は、特にチラシの印刷に特化しています。

東海地区では、いち早くマッキントッシュのコンピューターを導入し、職人でないとできないと言われていた業務の合理化を推し進めてきました。また中堅印刷会社ではめずらしく、定期的な同業他社との情報交換や外部コンサルタントによる従業員研修等によって営業力の強化に努め、大きく成長してきました。

印刷もハードよりソフト(企画)が大切と考え、デザイナーも人材豊富なタイ、中国、沖縄から約60名採用されております。

デザインも印刷もコンピューター管理されており、また品質管理においてもISO9001を取得されています。訪れてみると工場・事務所の綺麗さとPCの多さには驚かされます。

大西社長様の強い統率力のもと『社会貢献と社員の幸福』を旗印に、社会に求められる企業を目指して努力しておられます。

話題の言葉

ワンセグとは、国内における地上デジタル放送による携帯電話などの移動体向けの放送サービスことです。地上デジタル放送に割り当てられている電波は、周波数帯域幅を13の領域(セグメント)に分割して利用されており、そのうち12のセグメントを固定テレビ向けハイビジョン放送に使い、残りの1つのセグメントを携帯電話向けの動画放送に使うことから、ワンセグという通称となりました。

ワンセグの最大の特徴は、携帯電話を使って、乱れのない美しいテレビ画面とデータ放送をいつでもどこでも見られる便利さにあります。携帯電話からネット通販も利用でき、2008年にはワンセグ向けに編成した専用番組が解禁となるなど、携帯電話の可能性がさらに広がります。(村松)

情報会員募集中

会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内を

お送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (交際費課税・飲食のために要する費用)

平成18年度税制改正で、法人が支払う一人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費から除外できるとききました。

当社では、得意先を飲食店へ送迎するためにタクシーを利用しました。飲食費自体は一人当たり5,000円以下ですが、タクシー代を含めると5,000円を超えます。この場合、飲食費とタクシー代を分けて考え、一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費から除外できますか？

Answer

一人当たりの飲食費の算定に当たって、タクシー代を飲食費に加算する必要はなく、飲食費自体について一人当たり5,000円以下であれば、交際費等の範囲から除外できます。

解説



平成18年4月1日以降開始する事業年度からの法人税について、「一人当たり5,000円以下の飲食費」が一定の要件の下で交際費等の範囲から除外できることとなりました。

交際費等の範囲から除かれる「一人当たり5,000円以下の飲食費」には、「飲食その他これに類する行為のために要する費用」が含まれます。飲食等のために要する費用とは、飲食店に対して直接支払うテーブルチャージ料やサービス料等が該当します。

一方、得意先を飲食店等へ送迎するためのタクシー代は、本来、接待・供応に当たる飲食等を目的としている送迎のための費用であり、交際費等に該当しますが、通常、飲食等のために飲食店等に対して直接支払うものではありません。

従って、飲食費とタクシー代は区別できると考えられ、一人当たりの飲食費の額の算定に当たって、タクシー代を飲食費に加算する必要はありません。

なお、「一人当たり5,000円以下の飲食費」を交際費等の範囲から除外するための要件として、

- ア. その飲食等のあった年月日
- イ. その飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ウ. その飲食等に参加した者の数
- エ. その費用の金額並びにその飲食店等の名称及びその所在地
- オ. その他参考となるべき事項

を記載した書類を保存していることが必要となります。

根拠条文等

- 租税特別措置法 61条の4第3項、61条の4第4項 (交際費等の損金不算入)
- 租税特別措置法施行令 37条の5第1項 (交際費等の範囲)